

計算書類に対する注記(小口生活資金貸付事業拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

該当なし

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1)小口生活資金貸付事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3())は該当しないため省略している。

(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3())は該当しないため省略している。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
長期貸付金	2,481,150	0	2,481,150
合 計	2,481,150	0	2,481,150

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし